

町外通勤者助成金交付申請の 下半期分を受付けします



本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額5千円の豊頃町商品券を支給する制度です。

助成金交付申請は、下半期分は3月31日までとなっておりますので、次の要件をご確認のうえ、手続き願います。

★ 申請に必要な書類

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
 - ② 雇用証明書（任意）
 - ③ 町税等納入状況調査承諾書
 - ④ 町外通勤者勤務状況証明書
- ※ ①、③、④は、町企画課備え付けの様式を使用してください。
※ 上半期申請者については③、④のみの提出となります。



★ 申請書類の提出先

申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係（担当、中川または寺本）へ直接または電話で請求してください。

★ 申請期間

下半期分：平成24年3月31日まで

※ 下半期分の申請では、上半期分の未申請分と一緒に申請することも可能です。

★ 対象要件

- ① 本町に居住している方
- ② 昭和55年4月2日～平成5年4月1日生まれの方
- ③ 月10日以上町外通勤日数が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと。

★ 助成基準日

助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。

★ 助成金額

月額5千円分の豊頃町商品券を支給します。ただし、勤務実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216



える夢館 「歴史の森」をリニューアル!!

町郷土情報室「歴史の森」（える夢館内）では町の歴史が展示され、映像と資料で見ることができます。

昔の暮らしに
省エネ生活のヒントが
隠れています

昨年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故で、私たちは改めて電気に頼った生活をしていることを実感しました。そして、日常の生活そのものが電気と深い関係の中にあつて計画停電などの影響から、これら電気に頼り切った生活の見直しを強く意識することとなりました。

今回、町郷土情報室「歴史の森」（える夢館内）の展示リニューアルに併せて、電気がない生活をしてきた頃に使われた生活用品等37点を展示し、電気のなかった時代に思いを馳せ、今一度真の豊かさについて考えていただければと思います。

なお、今回の展示は、「生活」「子どもの遊び」「娯楽」の3つのコーナーに分けて展示しています。



「生活」では、衣類をドラムやアルミの球体に入れ手動で回転させて汚れを洗い落とす小型手動洗濯機や炊いたごはんを入れるおひつを保温する「いずこ」、水や米のとぎ汁でハエを撃退する「蠅（はえ）とり器」、炭火アイロン、湯たんぽ、足踏み式オルガンなどが並んでいます。

「子どもの遊び」では、めんこやけん玉、ビー玉などが並び、遊び方も解説されています。

「娯楽」では蓄音機や真空管のテープレコーダーなどが展示されています。



問合せ先 教育委員会教育課社会教育係 ☎ (579) 5801